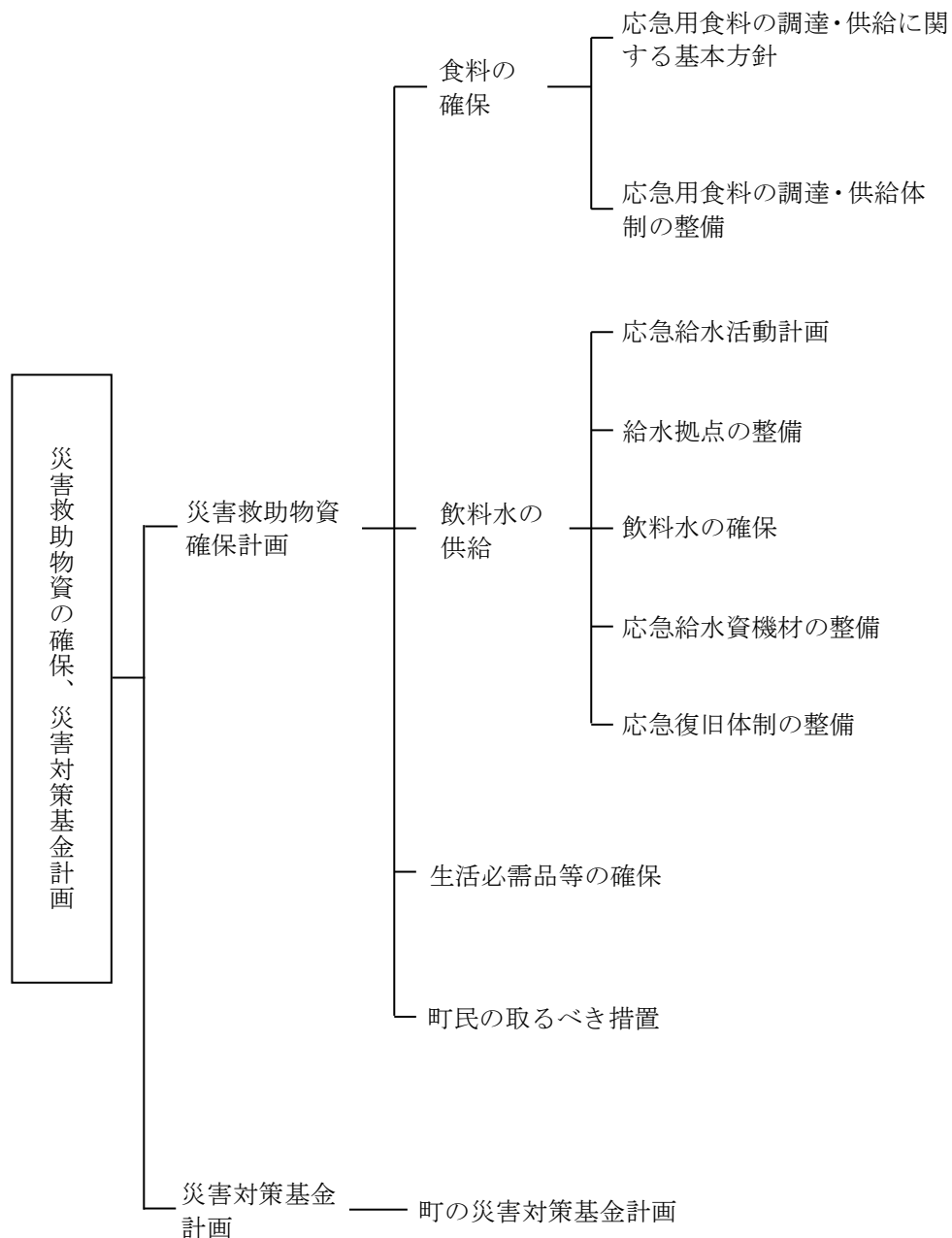


第 1 1 章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画

基本的な考え方

町は、大規模災害が発生した場合を想定し、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需品等について、備蓄及び調達体制の整備に努めるものとする。

また、町は山口県市町災害対策基金組合格約に基づく基金を積み立てるものとする。



第1節 災害救助物資確保計画

第1項 食料の確保

町は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給を円滑に実施するため、その調達・供給体制の整備に努める。

1 応急用食料の調達・供給に関する基本方針

町は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給に関し、基本的な責任を負うものであり、その備蓄並びに調達、輸送及び配送体制の整備を図るものとする。

この場合、県及び市町相互、自治協議会及び民間企業・団体等からの応急用食料の調達・供給、に関する広域的な応援体制の整備、についても、十分留意するものとし、不測の事態に備えた体制を図るものとする。

2 応急用食料の調達・供給体制の整備

町は、災害時を想定した応急用食料の調達・供給体制を、次により整備するものとする。

- (1) 主食系として、米について、農林水産省と連携し、災害が発生した場合、直ちに供給できるよう、体制を整備するものとする。
- (2) 次の食料について、災害が発生した場合、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、応援協定の体制を維持するとともに、必要な応援体制の拡充について整備する。

また、これらの食料の調達可能量（流通在庫量又は製造能力）の把握について、県救援物資管理業務システムを活用しその把握に努めるものとする。

・精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰等

第2項 飲料水の供給

1 応急給水活動計画

町は、応急給水に係る給水拠点、給水基準、給水体制等応急給水活動計画を定めておく。

この際、県救援物資管理業務システムを活用した飲料水の確保体制について構築する。

2 給水拠点の整備

応急給水活動計画に定められた給水拠点となる場所については、災害時に給水活動が円滑に実施できるような体制を整備しておく。

3 飲料水の確保

(1) 必要量の確保

町は、大規模災害が発生した場合の被害想定を行い、被害想定を参考に、最大断水時の延べ影響人口を対象とする必要量を目標に飲料水の確保に努める。（1人1日3ℓ）

(2) 井戸水の活用

町は、町内の井戸の分布状況を把握し、井戸水を飲料水として活用する際の飲用方法等について指導するとともに、岩国健康福祉センター（岩国環境保健所）との連携体制を整備する。

4 応急給水資機材の整備

町は、給水タンク車の装備の他、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、ポリ袋等の必要な資機材の整備、備蓄に努める。

5 応急復旧体制の整備

町は、応急復旧に必要な資機材の備蓄及び人員の確保に努めるとともに、県及び市町相互、自治協議会、民間業者団体等との間の応援協定に基づき、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 生活必需品等の確保

町は、毛布、下着、作業着、タオル、エンジン発電機、卓上コンロ、ボンベ等の生活必需品について、県救援物資管理業務システムを活用した流通業者、流通在庫量等の把握とともに、災害応援協定に基づく迅速な調達体制を整備する。また、調達物資到着までに必要な生活必需品の確保のための備蓄に努めるものとする。

第4項 町民のとるべき措置

町民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という考えに基づき、2～3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるものとする。

第2節 災害対策基金計画

町は、災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、災害救助基金の積立を行っている。

第1項 町の災害対策基金計画

1 災害基金の積立

県内の全市町をもって、山口県市町災害基金組合が設立されている。

2 基金の運用

平成3年度における基準財政需要額により算定された組合市町の納付目標額に達するまで、組合市町は毎年度、前年度の地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額の100分の0.2に相当する金額（その金額が組合市町の当該平均額を超える場合にあっては、平均額を上限とする。）を組合に納付するものであること。

3 基金の処分

(1) 基金の処分の対象となる災害は、次に掲げるものであること。

- ア 風害
- イ 水害
- ウ 雪害
- エ 地震
- オ 干害
- カ 火災
- キ その他議会の議決を経て定める災害

(2) 次に掲げる事項に該当する場合にあっては、町納付金の3倍以内の額を処分することができるものであること。

- ア 災害による減収補てんを要するとき
- イ 災害対策事業費の支出を要するとき
- ウ その他災害に伴う費用の支出を要するとき

(3) 上記事項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事業を行うときは、町納付金現在額の範囲内において、基金の処分を行うことができるものであること。

- ア 道路、河川その他の公の施設の保全整備又は災害防止対策等に関する事業
- イ 災害等に係る自動車又は自動車に類し、道路以外の場所で用いる建設機械等の購入に関する事業
- ウ その他組合長が必要と認めた事業